

第 号
年 月 日

様

下田市長

不妊治療費助成金支給（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下田市不妊治療費助成金について、下記のとおり支給（却下）することを決定しましたので通知します。

記

1 助成金支給決定額 円

2 却下の理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に下田市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、下田市長を被告として（訴訟において下田市を代表する者は下田市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。